

令和7年度第2回大崎町農業委員会定例総会議事録

議事日時

日 時 令和7年5月22日(木) 午前9時

場 所 鹿児島県農業共済組合大崎出張所 2階会議室

出席者 【農業委員】

1番 ○○委員, 2番 ○○委員, 3番 ○○委員, 4番 ○○委員
5番 ○○委員, 6番 ○○委員, 7番 ○○委員, 8番 ○○委員
, 9番 ○○委員, 10番 ○○委員, 11番 ○○委員

【最適化推進委員】

1番 ○○委員, 3番 ○○委員, 4番 ○○委員, 5番 ○○委員
7番 ○○委員, 8番 ○○委員, 9番 ○○委員, 10番 ○○委員
11番 ○○委員

計 20 名

事務局 ○○○○, ○○○○, ○○○○, ○○○○

開 会 会長あいさつ及び経過報告

5/2 (金) 大崎町病虫害防除対策協議会総会・大崎町農業再生協議会総会

5/8 (木) 曾於地域農業改良普及推進協議会監査

5/9 (金) 令和6年度鹿児島県農業会議監査・第1回定例理事会・5月定例
常設審議委員会(鹿児島市)

5/15 (木) 曾於地区春季畜産共進会

5/19 (月) 市町村農業委員会会長・事務局長等会議(鹿児島市)

- 開 議 第1. 会議録署名委員の指名(5番 ○○○○委員, 6番 ○○○○委員)
第2. 議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請について
第3. 議案第9号 農地法第5条の規定による許可申請について
第4. 議案第10号 非農地証明願による申請について
第5. 議案第11号 農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見について
第6. 議案第12号 農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせん委員の
指名について

その他

開 議

事務局長 ただ今から令和7年度第2回大崎町農業委員会定例総会を開会いたします。会長
からあいさつと経過報告を申し上げます。

会 長 おはようございます。5月も後半となり、初夏の訪れの気配が感じられるよう
になりました。田植え作業が終わった時の弱々しく見えた稲は、日々たくましく芽吹
く様子が見られ、畑では、甘藷やごぼうなど緑豊さに自然の恵みを感じる所です。
今年は71年ぶりの早い梅雨入りだとテレビなどで報道されました。自然災害など
危惧されますが、気候の変わり目でもございますので、体調管理に充分気を付けて

お過ごしてください。それでは、経過報告を致します。5月2日 大崎町病虫害防除対策協議会総会・大崎町農業再生協議会総会、5月8日 曾於地域農業改良普及推進協議会監査、5月9日 令和6年度鹿児島県農業会議監査・第1回定例理事会・5月定例常設審議委員会（鹿児島市）、5月15日 曾於地区春季畜産共進会、5月19日 市町村農業委員会会長・事務局長等会議（鹿児島市）以上の会に出席して参りました。それでは会議に入ります。まず、会議録署名委員の指名を行います。5番〇〇〇〇委員・6番〇〇〇〇委員に、お願い致します。本日は、議案第8号から議案第12号までを議題と致します。開けて頂きまして、1ページ、総会審議内訳表でございます。許可区分・申請件数のみ読み上げます。3条7件、5条2件、非農地1件、農地バンク法による農地中間管理権の設定23件、合計33件でございます。2ページ、議案第8号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と致します。3ページ、審議番号1番の調査報告を〇〇委員お願いします。

〇〇委員 おはようございます。第3条申請、審議番号1番について調査結果を報告をいたします。渡し人は、〇〇集落の〇〇〇〇さんです。受け人は、〇〇地区の〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇で認定農業者であり、農地所有適格法人です。主な経営作物は、甘藷です。申請地は、神領字有ヶ牧〇〇〇〇 畑 1筆 904㎡です。申請理由は、譲受人が経営規模拡大のために譲渡人に農地を要望するものです。次に調査内容についてご報告します。1号、全部効率利用要件です。農作業従事者は、役員1名、従業員16名の17名です。農作業技術力は、会社設立から20年とあります。機械保有は、トラクター8台、耕運機2台、トラック3台、軽トラック2台と十分です。通作距離は、会社から2.5km、車で約6分です。4号、農作業常時従事要件ですが、150日以上農作業に従事すると認められます。6号、地域との調和要件ですが、農地の集団化への影響はありません。水利作業等への参加については協力しますとの事でした。また法3条第3項、農地所有適格法人以外の法人の場合ですが、譲受人は農地所有適格法人なので該当しません。以上のことから、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可相当と思われます。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 審議番号1番について、何かご質問はありませんか。

〇〇委員 はい。

議 長 〇〇委員。

〇〇委員 面積が1反弱なんですけれども金額が160万ということで、少し大きいような気がするんですが、何か。

〇〇委員 そのことにつきましては、事務局から説明をお願いします。

〇〇〇〇 よろしいでしょうか。

議 長 はい。

〇〇〇〇 こちらは令和6年8月に申請があった〇〇〇〇さんの一般住宅の転用申請があった農地の一部になります。その際に一般住宅の敷地を個人で、残りの農地を法人が買い取ると計画が当時からされていたようです。その為、通常の価格より高くなっているということでした。

議 長 よろしいでしょうか。他にご質問はありませんか。それでは審議番号1番について許可してもよいと思われる方の挙手をお願いします。

委 員 （挙手）

議 長 挙手多数。よって審議番号1番につきましては、許可といたします。審議番号2

番の調査報告を〇〇委員お願いします。

〇〇委員 第3条申請、審議番号2番について調査結果を報告いたします。まずは申請人についてです。渡し人は、〇〇集落の〇〇〇〇さんです。受け人は、〇〇集落の〇〇〇〇さんで、認定農業者ではありません。主な経営作物は、甘藷、大根です。申請地は、仮宿字外堀〇〇〇〇 畑 1筆 413 m²です。申請理由は、譲受人が申請地裏に住宅を購入し、自家消費のために譲渡人に農地を要望するものです。次に調査内容についてご報告します。1号、全部効率利用要件です。農作業従事者は、本人、妻の2名です。農作業技術力はなく、新規就農となります。機械保有は、必要な時にトラクター等は借りる予定とのことです。通作距離は、購入住宅と申請地は隣接しておりますので、徒歩で行ける距離となります。4号、農作業常時従事要件ですが、必要な農作業に従事すると認められます。6号、地域との調和要件ですが、農地の集団化への影響はありません。水利作業等への参加については協力しますとの事でした。経営面積については、3,000 m²未満ですが、営農計画書及び確約書の提出により甘藷等を作付けすると報告を受けております。以上のことから、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可相当と思われます。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 審議番号2番について、何かご質問はありませんか。

委 員 なし。

議 長 なしということであります。審議番号2番について、許可してもよいと思われる方の挙手をお願いします。

委 員 (挙手)

議 長 挙手多数。よって審議番号2番につきましては、許可といたします。審議番号3番の報告を事務局お願いします。

〇〇〇〇 審議番号3番の〇〇さんの申請ですが、令和7年5月16日に譲渡人の〇〇〇〇さんの死亡により取り下げとなりました。

議 長 審議番号3番につきましては、取り下げとなります。審議番号4番の調査報告を〇〇委員お願いします。

〇〇委員 第3条申請、審議番号4番について調査結果を報告いたします。まずは申請人についてです。渡し人は、〇〇県の〇〇〇〇さんです。受け人は、〇〇市の〇〇〇〇さんで、〇〇〇〇の代表です。主な経営作物は、牧草です。申請地は、野方字瀬ノ堀〇〇〇〇 畑 1筆 4,185 m²です。申請理由は、譲渡人の労力不足により、譲受人が経営規模拡大をするものです。次に調査内容についてご報告します。1号、全部効率利用要件です。農作業従事者は、本人、妻の2名です。農作業技術力は、農作業歴50年とあります。機械保有は、田植機1台、軽トラック1台を保有し、その他必要な時に田脇畜産から借りるとのことです。通作距離は、自宅から2.6km、車で5分です。4号、農作業常時従事要件ですが、必要な農作業に従事すると認められます。6号、地域との調和要件ですが、農地の集団化への影響はありません。水利作業等への参加については協力しますとの事でした。以上のことから、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可相当と思われます。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 審議番号4番について、何かご質問はありませんか。

委 員 なし。

議 長 なしということであります。審議番号4番について、許可してもよいと思われる

方の挙手をお願いします。

委員
議長

(挙手)

挙手多数。よって審議番号4番につきましては、許可といたします。4ページ、審議番号5番の調査報告を〇〇委員をお願いします。

〇〇委員

審議番号5番について調査結果を報告いたします。まずは申請人についてです。渡し人は、〇〇市の〇〇〇〇さんです。受け人は、〇〇町の〇〇〇〇さんで、認定農業者です。主な経営作物は、水稻、ピーマン、甘藷です。申請地は、永吉字大堀段〇〇〇〇 畑 外1筆 4,000 m²です。申請理由は、譲渡人が贈与を行い、譲受人が受贈するものです。次に調査内容についてご報告します。1号、全部効率利用要件です。農作業従事者は、本人、妻の2名で、ピーマンの季節に9月から5月までは2人を雇用されています。農作業技術力は、農作業歴45年とあります。機械保有は、トラクター2台、軽トラック2台、田植機は共同で使い、コンバイン、乾燥機は、今年購入です。通作距離は、自宅から1km、車で3分です。4号、農作業常時従事要件ですが、必要な農作業に従事すると認められます。6号、地域との調和要件ですが、農地の集団化への影響はありません。水利作業等への参加については協力しますとの事でした。以上のことから、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可相当と思われます。委員の皆様のご審議をよろしく願いいたします。

議長
委員
議長

審議番号5番について、何かご質問はありませんか。

なし。

なしということであります。審議番号5番について、許可してもよいと思われる方の挙手をお願いします。

委員
議長

(挙手)

挙手多数。よって審議番号5番につきましては、許可といたします。審議番号6番の調査報告を〇〇委員をお願いします。

〇〇委員

審議番号6番について調査結果を報告いたします。今回の調査は、〇〇〇〇さん譲受人に聞き取り調査を行ったところですが、聞き取った内容と今回出された許可申請書の内容に食い違う点が多々見られたということで、再度申請内容を整理確認したうえで提出されるのが望ましいと考えました。ですので今回は保留相当が妥当じゃないかと考えおります。

議長

はい。それでは、審議番号6番について、保留してもよいと思われる方の挙手をお願いします。

委員
議長

(挙手)

挙手多数。よって審議番号6番は、保留といたします。審議番号7番の調査報告を〇〇委員をお願いします。

〇〇委員

第3条申請、審議番号7番について調査結果を報告いたします。まずは申請人についてです。渡し人は、〇〇地区の〇〇〇〇さんです。受け人は、〇〇集落の〇〇〇〇さんです。農業法人の役員をされております。主な経営作物は、大根、甘藷です。申請地は、神領字鷺塚〇〇〇〇 畑 1筆 1,415 m²です。申請理由として、渡人と受人の関係は他人ですが、渡人の方が高齢で、既に借りている〇〇さんに贈与を要望されるということです。次に調査内容についてご報告します。1号、全部効率利用要件です。農作業従事者は、本人の1名です。農作業技術力は、農作業歴27年とあります。機械類については、必要な時に大崎農園のトラクター、トラック

等を借りるとのことでした。通作距離は、自宅から4km、自動車で4分です。4号、農作業常時従事要件ですが、150日以上農作業に従事すると認められます。6号、地域との調和要件ですが、農地の集団化への影響はありません。水利作業等への参加については協力しますとの事でした。以上のことから、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可相当と思われます。委員の皆様のご審議をよろしく願います。

議 長 審議番号7番について、何かご質問はありませんか。
委 員 なし。
議 長 なしということであります。審議番号7番について、許可してもよいと思われる方の挙手をお願いします。

委 員 (挙手)
議 長 挙手多数。よって審議番号7番につきましては、許可といたします。5ページ、議案第9号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。6ページ、審議番号1番の調査報告を〇〇委員をお願いします。

〇〇委員 第5条申請、審議番号1番について、調査結果を報告いたします。譲受人は、〇〇県の〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇さんです。譲渡人は、〇〇地区の〇〇〇〇さんです。申請地は、大崎町永吉字中段〇〇〇〇 畑1筆 180㎡で、場所は現地調査資料の1の1から2をご覧ください。申請目的は太陽光発電所です。それでは、許可判定に基づいて説明いたします。農地区分は第1種農地であります。隣接地一帯事業と調査員判断しました。原則不許可の例外ということで、ラミネートされたA3の資料をご覧ください。真ん中より少し下の隣接地一帯事業です。申請に係る農地をこれに隣接する土地と一体として同一の事業の目的に供するために行うもので、目的達成上その農地を供することが必要であると認められるもの。と書いてあります。続いて一般基準です。日照、通風ですが、平場なので問題ありません。隣接地の所有者への説明は、説明済みとの事でした。通路は、道路に面しているため、問題ありません。資力は、不要です。信用は、問題ありません。それと始末書が添付されていますので、そちらの方もご覧ください。以上のことから特段の問題は無いと判断し、調査員一同許可相当と判断いたしました。委員の皆様のご審議をよろしく願います。

議 長 審議番号1番について、何かご質問はありませんか。
委 員 なし。
議 長 なしということであります。審議番号1番について、許可してもよいと思われる方の挙手をお願いします。

委 員 (挙手)
議 長 挙手多数。よって審議番号1番につきましては、許可といたします。審議番号2番について、事務局の説明をお願いします。

〇〇〇〇 事務局より説明いたします。審議番号2番につきましては、申請人の諸事情により現地調査を来月にするとなりました。そのため調査員一同保留相当が妥当と判断しましたので、ご審議方よろしく願います。

議 長 審議番号2番につきましては、調査員一同保留相当といたしましたが、保留してもよいと思われる方の挙手をお願いします。

委 員 (挙手)
議 長 挙手多数。よって審議番号2番につきましては、保留といたします。7ページ、

議案第 10 号「非農地証明願による申請について」を議題といたします。8 ページ、審議番号 1 番について審議いたします。参考資料といたしまして別紙資料 3、非農地申請位置図をご覧ください。何かご質問はありませんか。

委員 なし。
議長 なしということであります。審議番号 1 番について、許可してもよいと思われる方の挙手をお願いします。

委員 (挙手)
議長 挙手多数。よって審議番号 1 番につきましては、許可といたします。9 ページ、議案第 11 号「農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について」を議題といたします。10 ページ、農用地利用集積等促進計画（案）総括表でございます。事務局の説明をお願いします。

〇〇〇〇 議案第 11 号「農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について」、10 ページ、農地中間管理権の総括表です。始期が令和 7 年 8 月 1 日、期間は 10 年です。中間管理権の設定面積は、田が 27,858 m²、畑が 40,736 m²、計 68,594 m²でございます。11 ページから 13 ページが内訳でございます。資料 4、農用地利用集積等促進計画（案）参考（法人関係）をご覧ください。先月記載した法人を除き、審議いただく法人の状況を簡単に記載しております。審議のご参考にしていただきたいと思いますし添付しております。以上、中間管理権の設定につきまして、ご審議くださいますようよろしくお願い申し上げます。

議長 11 ページ、12 ページ、連番 1 番から連番 42 番までを、一括して審議致します。何かご質問はありませんか。

委員 なし。
議長 なしということであります。連番 1 番から連番 42 番までを許可してもよいと思われる方の挙手をお願いします。

委員 (挙手)
議長 挙手多数。よって連番 1 番から連番 42 番までは、許可といたします。13 ページ、連番 43 番から連番 54 番までを、一括して審議致します。何かご質問はありませんか。

委員 なし。
議長 なしということであります。それでは、連番 43 番から連番 54 番までを許可してもよいと思われる方の挙手をお願いします。

委員 (挙手)
議長 挙手多数。よって連番 43 番から連番 54 番までは、許可と致します。14 ページ、議案第 12 号「農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせん委員の指名について」を議題といたします。15 ページ、事務局の説明をお願いします。

〇〇〇〇 議案第 12 号、農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせん委員の指名についてです。15 ページです。1 番、〇〇〇〇（〇〇〇〇）、売買を希望です。仮宿字弁付〇〇〇〇 田 1,005 m² 外 1 筆 〇〇委員を指名します。売買を希望ですが、用水がなく水はけも悪いことから、売買が難しい場合は賃借でもよいとのことです。

議長 〇〇委員よろしく願いいたします。
議長 最後のページになります。休会中の報告（あっせん関係）でございます。事務局の説明をお願いします。

〇〇〇〇 休会中の報告についてです。1 番は、〇〇〇〇さんが購入希望で進めてまいりま

したが、経営が厳しいと購入を断念されました。この案件につきましては、あっせん台帳へ移行いたします。2番は、〇〇〇〇さんとの間で賃借となりました。中間管理事業で賃借契約の手続き中です。3番は、5月12日、〇〇〇〇さんとの間であっせん会を開催し、成立いたしました。4番は、売買希望でしたが、〇〇〇〇さんが亡くなられたため、相続人の〇〇〇〇さんとの間で中間管理事業による賃借に変更となりました。横瀬字春卸〇〇〇〇は、〇〇〇〇さん、横瀬字池田〇〇〇〇は、〇〇〇〇さん、横瀬字大丸〇〇〇〇は、〇〇〇〇さん、それぞれ中間管理事業で手続き中です。

議
委
議

長
員
長

はい。その他、ご意見ご質問はありませんか。

(なし)

以上をもちまして、令和7年度第2回大崎町農業委員会の定例総会を終了いたします。

議 長

5 番委員

6 番委員